令 和 8 年 10 月 29 日
建設環境委員会 調査事項資料No.1 - 1
ゼ ロ カ ー ボ ン 課

調査事項　環境施策について

公共施設照明の LED 化

1 照明の現況調査結果 ※現時点の内容(現在精査中)

(1)調査施設:57 施設

(2)調査照明器具:13,453 台
うち LED 化済み:3,890 台(LED 化率:28.9%)

(3)LED 化想定事業費(概算)

おおよそ 800,000千円 ～ 1,060,000 千円

2 今後の LED 化の検討について

(1)事業の対象とする施設・照明

①舞台照明 【いずみホール・本多公民館・光公民館・第三中学校】

●舞台照明は調光盤も含めた導入が必要であり、照明の特殊性・専門性が高い。

●蛍光灯等とは異なるランプのため、生産終了もメーカーにより異なる。
(特定水銀使用製品としての規制対象ではない。)

▶ 検討における方向性:**対象外**

②その他 【いずみプラザ】

●公設介護老人保健施設の管理運営体制について調整中

●計画より実施予定時期は過ぎているものの、大規模改修が予定されている。

▶ 検討における方向性:**対象外**

上記、①・②を除いた想定事業費(概算)

おおよそ 370, 000千円 ～ 490,000千円

（2）事業手法について＜資料1－2参照＞

リース　：LED 照明器具の賃貸契約。**費用をリース期間にわたって平準化できる**ほか、設計・施工等の一括発注により**事業費の低減と早期導入が期待**できる。一方で、**リース料には金利相当分が含まれる**ため、総支払額に金利負担が生じる。　【照明器具の所有は事業者】

業務委託　：**公共工事の枠組みによらず、設計・機器調達・施工・維持管理等を一括して事業者へ委託**する手法。**一括発注による事業費の低減、工事監理にかかる市職員の業務の軽減及び早期導入が期待**できる。
事業手法には、設計・機器調達・施工までを行う手法や ESCO 方式がある。

※ESCO　：省エネ改修の設計・施工・維持管理・効果検証等を一括して実施し、**省エネ効果を保証する手法。**以下の2つのタイプがある。
ただし、LED 化における省エネ効果は、基本的に「既設消費電力－LED のカタログ値」に想定点灯時間・台数を乗じて算出するものであり、電気単価、点灯時間、施設の利用状況等の**変動リスクは市側に残る**ため、**削減効果保証の実質的な意義は限定的**である。

◆自己資金型（ギャランティード）
➥市が改修費用を負担し、ESCO 事業者が省エネ効果を保証する。
【照明器具の所有は市】

◆民間資金型（シェアード）
➥ESCO 事業者が資金を調達し、事業費・サービス料を回収する。金利負担が生じる。
【照明器具の所有は事業者】

工事請負　：市が予算を確保し、設計業務委託、工事発注、工事監理業務委託をそれぞれ実施する一般的な手法。事業費が高額になるほか、**市職員及び関係事業者の発注・契約・調整等に多くの工数を要する。目標とする令和 10 年度までの全施設 LED 化完了は現実的ではない。**
【照明器具の所有は市】

3　今後の LED 化の検討について

【令和 8 年度 】令和9年度予算の計上

【令和 9 年度 】事業者選定・LED 照明の調達・施工スケジュールの決定

【令和 10 年度】対象施設の順次、LED 化施工